

平成21年2月6日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

日本毛織株式会社

代表取締役社長 降井利光

第178回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第178回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年2月25日(水曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年2月26日(木曜日)午前10時
 2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
 3. 目的事項
- 報告事項
- 1 第178期(平成19年12月1日から平成20年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第178期(平成19年12月1日から平成20年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名予選の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp/>)において掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、前期から続く米国サブプライムローン問題や、原油・原材料価格の高止まりが企業収益を圧迫し、個人消費も低迷するなど、厳しい状況が続きました。また、当連結会計年度後半に発生した世界的な金融危機が実体経済へ影響を及ぼし、世界経済は一段と減速しました。

このような情勢のなか、当社グループは当連結会計年度を最終年度とする「ニッケグループNN2008経営計画」に基づき、収益向上と持続的な成長を可能とする事業構造の構築に向け取り組みを進めた結果、前期に引き続き連結売上高において1,000億円超を達成することができました。

繊維事業におきましては、販売価格の維持と新商品の開発提案などに取り組んでまいりましたが、景気の急変や原燃料・食料価格高騰の影響による衣料消費の減退が、業績を大きく圧迫しました。

非繊維事業におきましては、消費低迷の厳しい市場環境が続きましたが、ショッピングセンター事業が前期並みを維持し、更には通信関連事業の拡大、不動産事業や生活関連事業の積極的な展開を推し進めてまいりました。

以上の結果、連結売上高は1,017億円弱（前期1,028億円弱）、連結経常利益は69億円強（前期70億円余）、連結当期純利益は40億円余（前期44億円弱）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

繊維事業

(衣料繊維製品)

梳毛織糸は、産地需要の低迷による販売量の減少により、減収となりました。ニット糸も同様に販売量は減少しましたが、販売価格を改定したことにより、前期並みとなりました。紡毛糸は産地需要の低迷するなかで販売価格が下落し、減収となりました。手編毛糸は商品開発に努め、前期並みを維持しました。

紳士服は、小売段階での購買意欲の冷え込みからスーツ販売量が減少し、減収となりました。

婦人服は、最高級素材である「MAF」が注目を集め、スポーツカジュアル素材である「ニッケアクティブウール」も安定した受注を確保しましたが、百貨店を中心に小売段階での落ち込みが大きく、減収となりました。

スクールユニフォームは、景況感の著しい悪化に伴い、制服のモデルチェンジの動きが急速に鈍化しましたが、長年の課題であった価格改定がようやくマーケットに浸透したことや学校・業界に対する積極的な企画開発提案が一定の成果を収めたことなどにより、ほぼ前期並みとなりました。

ビジネスユニフォームは、高品質・高付加価値素材の開発提案、QR製造対応など粘り強い活動を行いました。金融機関をはじめとした企業業績の悪化による大口更改案件の減少・延期や官公庁の予算削減など非常に厳しい市場環境が続き、減収となりました。

(繊維資材製品)

生活産業用資材は、フェルトが衣料用芯地・手芸などの消費材分野で苦戦しましたが、バグフィルターなどの不織布が好調に推移し、増収となりました。

寝装品は、生産・流通の構造変化が続くなか、OEMを含む販売ルートの新規開拓や中国生産の拡大などを行ったことにより、増収となりました。

カーペットは、テニスサーフェスが好調で、家庭用途向けカーペットも新商品の投入や販売ルートの新規開拓により健闘しましたが、改正建築基準法の施行や不動産不況の影響を強く受けた業務用途向けカーペットが不調で、減収となりました。

以上の結果、繊維事業の当連結会計年度の売上高は635億円弱と前期比3.7%減となりました。

非繊維事業

ショッピングセンター事業は、消費低迷に伴う賃料引き下げ要請が強いなかで、ほぼ前期並みを維持しました。

スポーツ事業は、テニスが新規会員の伸び悩みにより、減収となりましたが、ゴルフはイベントやスクールなどの営業活動が寄与し、更に天候にも恵まれ、増収となりました。

乗馬・ペット関連事業は、ほぼ前期並みとなりましたが、通信関連事業、介護事業、アミューズメント事業は、携帯電話販売店の新規出店、前期に開始した小規模多機能居宅介護事業の通年寄与などにより、いずれも増収となりました。

不動産事業は、建設事業が低迷しましたが、大型の宅地分譲が成約し、増収となりました。

エンジニアリング事業他は、電源・計測器分野が低迷しましたが、自動車・エネルギー関連の設備投資が好調で、増収となりました。また、ラケットスポーツ用品は新商品の投入や海外での積極的な販売活動により、増収となりました。釣糸は原油高騰により釣人口が減少するなかで新商品の投入などにより、ほぼ前期並みとなりました。産業資材は自動車減産の影響を受け、減収となりました。

以上の結果、非繊維事業の当連結会計年度の売上高は382億円弱と前期比3.6%増となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 175 期 (平成17年度)	第 176 期 (平成18年度)	第 177 期 (平成19年度)	第 178 期 (平成20年度：当期)
織 維 事 業	50,210	53,076	65,903	63,482
非 織 維 事 業	25,598	28,424	36,868	38,192
合 計	75,808	81,500	102,771	101,674

2 . 設備投資、資金調達の状況

繊維事業では、国内において紡績・整理工程を中心に品質および生産性向上を目的とした設備投資を実施しました。また、繊維資材事業においてもグループ会社を中心に生産設備の更新を実施しました。

非繊維事業では、商業施設において、「ニッケパークタウン」ではスポーツ関連施設を新設、「ニッケコルトンプラザ」では大規模リニューアルに着手するなどの設備投資を行いました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 175 期 (平成17年度)	第 176 期 (平成18年度)	第 177 期 (平成19年度)	第 178 期 (平成20年度：当期)
売 上 高	75,808 百万円	81,500 百万円	102,771 百万円	101,674 百万円
経 常 利 益	6,278 百万円	6,519 百万円	7,004 百万円	6,945 百万円
当 期 純 利 益	3,724 百万円	4,143 百万円	4,380 百万円	4,035 百万円
1株当たり当期純利益	44円86銭	50円23銭	53円08銭	49円22銭
総 資 産	133,878 百万円	138,718 百万円	137,969 百万円	126,642 百万円
純 資 産	76,187 百万円	78,115 百万円	77,825 百万円	71,538 百万円
1株当たり純資産額	923円24銭	929円77銭	926円56銭	870円77銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8. 対処すべき課題

当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定しておりますが、世界的な金融危機から経営環境は厳しさを増しており、計画初年度にあたる2009年度は売上高960億円、営業利益45億円、純利益17億円を目標としております。

このような経営環境の変化に対し、当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に基づき、経営の基本戦略が共通する6つの事業領域を編成し、以下の施策を実行してまいります。

<衣料繊維事業>

強みである原料から織物までの一貫生産による品質と技術を更に強化し、高品質・高付加価値・高機能商品の提供と積極的な海外展開を推進します。

<資材事業>

裾野の広い産業資材分野での成長を目指すとともに、積極的なM&A戦略により、事業規模の拡大を目指します。

<エンジニアリング事業>

設計能力と商品開発の強化、積極的なM&Aを推進し、事業規模拡大と収益の安定化を目指します。

<開発事業>

グループ全体の資産の有効活用と価値向上を追求し、長期的な視点での「街作り」開発を推進することにより、資産価値の向上を図ります。

<コミュニティサービス事業>

“コミュニティ＝地域社会”に貢献する独自の「ニッケのサービス」を創出・提供することにより、本格的なサービス事業の展開を目指します。

<生活流通事業>

戦略的ブランディングと生活文化を創造する商材開発によりその価値を高め、規模と収益の拡大を目指します。

グループ全体としましては、2008年度より通称社名「ニッケ（NIKKÉ）」を採用し、研究開発と環境対策、グループ人財戦略の推進やブランドマネジメント機能の組立てに取り組み、企業価値の増大を図ってまいります。

また、企業の社会的責任に関しましては、企業倫理、環境活動、社会・地域貢献に引き続き取り組むとともに、内部統制環境の整備にも努めてまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
アカツキ商事株式会社	50 百万円	100.0 %	毛織物・製品の販売
株式会社ナカヒロ	100	62.4	毛織物・製品の販売および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社	95	50.1	製品の販売および不動産の賃貸
大成毛織株式会社	30	100.0	毛 織 物 製 造
株式会社中日毛織	10	100.0	同 上
青島日毛織物有限公司	3.7 百万米ドル	86.5	同 上
尾州ウール株式会社	30 百万円	100.0	毛 糸 製 造
江陰日毛紡績有限公司	12 百万米ドル	60.0	同 上
アンビック株式会社	100 百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
ニッケ商事株式会社	35	100.0	毛織物・製品の販売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造販売
株式会社ジーシーシー	12	51.2	携 帯 電 話 の 販 売
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介 護 事 業
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建 設 ・ 不 動 産
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産業用機械の製造販売
株 式 会 社 テ ク シ オ	80	78.4	電子・電気計測器の製造販売
株 式 会 社 ゴ ー セ ン	100	100.0	スポーツ用品・釣糸・産業資材の製造販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社17社を含め45社であり、持分法適用会社は4社であります。

10. 主要な事業内容

事業	主要製品または施設名
繊維事業 紡績 テキスタイル ユニフォーム 繊維資材	梳毛糸（織糸・ニット糸・手編糸）、紡毛糸 紳士服、婦人服、受託整理加工、縫製加工 スクールユニフォーム、ビジネスユニフォーム、 官公庁制服、防災衣料、スクールセーター 不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、 毛布、ふとん、カーペット、テニスサーフェス
非繊維事業 ショッピングセンター スポーツ 乗馬・ペット用品 介護 通信 アミューズメント 不動産 エンジニアリング他	ショッピングセンター ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、 バッティングセンター 乗馬用品、ペット用品、ペットフード 介護サービス 携帯電話販売 ボウリング場、カラオケ施設、飲食 賃貸、管理、建設、販売 産業用機械、電子・電気計測器、スポーツ用品、釣糸、 産業資材

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

営業所 本店（神戸市中央区） 東京支社（東京都中央区）
 本社事務所（大阪市中央区）
 工場 印南工場（兵庫県加古川市） 岐阜工場（岐阜県各務原市）
 一宮工場（愛知県一宮市）
 商業施設 ニッケパークタウン（兵庫県加古川市）
 ニッケコルトンプラザ（千葉県市川市）

(2) 子会社

アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）
 株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）
 アンビック株式会社（兵庫県姫路市）
 株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,379名	62名減

(注)従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均933名)は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,039 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,989
株式会社りそな銀行	1,895
株式会社みずほコーポレート銀行	1,853
株式会社みずほ銀行	1,806

会社の状況に関する事項（平成20年11月30日現在）

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 88,478,858株
- (3) 株主数 10,356名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主
該当する株主はおりません。なお、大株主の状況（上位10名）は以下のとおりです。

株 主 名	持株数	出資比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	6,099千株	7.53%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,014	4.96
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,991	4.93
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,988	4.93
帝 人 株 式 会 社	2,905	3.59
日 清 紡 績 株 式 会 社	2,763	3.41
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,183	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,123	2.62
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.47
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,690	2.09

(注) 出資比率については、自己株式（7,523,424株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

取締役会決議に基づき当事業年度中に取得した自己株式

- ・普通株式 1,556,000株
- ・取得価額の総額 1,242,303,000円
- ・取得理由

経済情勢の変化に対応して、経営諸施策を機動的に遂行するため。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取 締 役	谷 憲 治	取締役会議長
取 締 役 社 長	降 井 利 光	
取 締 役	佐 藤 光 由	常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、 製造技術担当、東京支社長
取 締 役	瀬 野 三 郎	常務執行役員 財務・経営企画担当、 グッドライフ事業本部長
取 締 役	栗 原 信 邦	常務執行役員 衣料繊維事業管掌、 企画開発・マーケティング・総務・人事担当
取 締 役	山 本 義 行	株式会社ナカヒロ代表取締役社長
取 締 役	丹 羽 一 彦	弁護士（中央国際法律事務所代表）
取 締 役	近 藤 定 男	
常 勤 監 査 役	松 村 博 昭	
常 勤 監 査 役	星 田 和 紘	
監 査 役	雀 部 昌 吾	学校法人神戸薬科大学理事長
監 査 役	大 江 眞 幸	

(注) 1. 印は代表取締役であります。

2. 印は平成20年2月27日開催の第177回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役ならびに監査役であります。
3. 取締役 中井宏明氏、松村博昭氏、監査役 岸本紀雄氏、中村俊雄氏は任期満了により、平成20年2月27日開催の第177回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
4. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
谷 憲治		取 締 役 会 議 長	平成20年2月27日
佐藤光由	常 務 執 行 役 員 製造技術管掌（技術統括委員 長、地球環境委員長）、 東 京 支 社 長	常 務 執 行 役 員 資材・エンジニアリング 事業管掌、製造技術担当、 東 京 支 社 長	平成20年2月27日
山本義行	常 務 執 行 役 員 グッドライフ事業管掌、 管理管掌（人事労務委員 長、企業倫理委員 長）、 経 営 企 画 室 長	株 式 会 社 ナ カ ヒ ロ 代 表 取 締 役 社 長	平成20年2月27日

5. 取締役 丹羽一彦、近藤定男の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 雀部昌吾、大江眞幸の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

7. 決算期後の取締役の地位および担当等の異動
平成20年12月1日付人事異動により地位および担当等が次のとおり変更となりました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐藤光由	常務執行役員 資材・エンジニアリング 事業管掌、製造技術担当、 東京支社長	常務執行役員 研究開発センター長 兼 経営戦略センター長	平成20年12月1日
瀬野三郎	常務執行役員 財務・経営企画担当、 グッドライフ事業本部長	常務執行役員 開発事業本部長 兼 本店本部長	平成20年12月1日
栗原信邦	常務執行役員 衣料繊維事業管掌、 企画開発・マーケティング・ 総務・人事担当	常務執行役員 衣料繊維事業本部長	平成20年12月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	150百万円 (6百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	36百万円 (6百万円)	
合計	16名	187百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額13百万円を含んでおります。
2. 報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名、監査役2名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

区分	氏名	兼任先会社名	兼任の状況	関係	
社外取締役	丹羽一彦	中央国際法律事務所	代表	当社は同事務所と顧問弁護士契約を締結しております。	
		日本フェルト株式会社	社外監査役		-
		株式会社クリムゾン	社外監査役		-
社外監査役	雀部昌吾	バンドー化学株式会社	相談役	-	
		学校法人神戸薬科大学	理事長	-	
		コナミ株式会社	社外監査役	-	

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	丹羽一彦	当事業年度開催の取締役会9回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	近藤定男	当事業年度開催の取締役会9回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	雀部昌吾	当事業年度開催の取締役会9回のうち8回出席し、また、監査役会9回のうち8回出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	大江真幸	平成20年2月27日就任後開催の取締役会7回すべてに出席し、また、監査役会7回すべてに出席し、他社での経営経験および監査役の経験に基づき発言を行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 30百万円

財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集された株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、平成20年12月29日開催の取締役会において一部修正決議しました。その内容は以下のとおりです。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図ります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
- (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。
- (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令及び「取締役会規則」に則り、保存及び管理する。
- (2) グループ経営会議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長及びグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「リスク管理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
- (2) 「リスク管理委員会」の下に、グループ本社部門、各事業部門及び各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
- (3) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (4) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。

6．当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) コンプライアンス体制の強化として、「リスク管理委員会」の下部組織として、「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

8．前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

9．監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する、また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年11月28日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」を決議し、平成20年12月29日開催の取締役会において一部修正決議しました。その内容は以下のとおりです。

基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。

そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合

当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合

知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的の場合

当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合

不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合

株主の判断の機会または自由を制約し、株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合

など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則第127条第2号および第3号に掲げる事項については、第178回定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類44頁から61頁（第6号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照ください。

連結貸借対照表

(平成20年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	68,019	流動負債	38,283
現金及び預金	10,824	支払手形及び買掛金	13,596
受取手形及び売掛金	27,450	短期借入金	17,028
有価証券	246	1年以内に償還予定の社債	374
たな卸資産	27,112	未払法人税等	1,153
繰延税金資産	1,250	その他	6,130
その他	1,315	固定負債	16,820
貸倒引当金	180	社債	933
固定資産	58,623	長期借入金	682
有形固定資産	35,778	繰延税金負債	1,437
建物及び構築物	22,672	退職給付引当金	4,102
機械装置及び運搬具	5,642	役員退職慰労引当金	138
土地	5,392	長期預り敷金・保証金	9,154
建設仮勘定	1,456	その他	371
その他	614		
無形固定資産	439	負債合計	55,104
のれん	87		
その他	352	[純資産の部]	
投資その他の資産	22,405	株主資本	68,675
投資有価証券	14,324	資本金	6,465
長期貸付金	261	資本剰余金	4,542
前払年金費用	5,402	利益剰余金	61,760
繰延税金資産	520	自己株式	4,094
その他	2,169	評価・換算差額等	1,814
貸倒引当金	273	その他有価証券評価差額金	1,914
		繰延ヘッジ損益	26
		為替換算調整勘定	73
		少数株主持分	1,048
		純資産合計	71,538
資産合計	126,642	負債及び純資産合計	126,642

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		101,674
売 上 原 価		78,399
売 上 総 利 益		23,275
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,290
営 業 利 益		6,984
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	506	
そ の 他	473	980
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	377	
そ の 他	642	1,019
経 常 利 益		6,945
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	53	
固 定 資 産 受 贈 益	51	
補 償 金 収 入	147	252
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	51	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	320	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	60	
減 損 損 失	14	
退 職 給 付 制 度 一 部 終 了 損 失	27	
構 造 改 善 費 用	121	
店 舗 リ ニ ュ ー アル 費 用	105	701
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,496
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,269	
法 人 税 等 調 整 額	188	2,457
少 数 株 主 利 益		2
当 期 純 利 益		4,035

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年11月30日残高	6,465	4,535	59,206	2,818	67,389
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	1,481	-	1,481
当期純利益	-	-	4,035	-	4,035
自己株式の取得	-	-	-	1,303	1,303
自己株式の処分	-	7	-	27	34
連結会計年度中の変動額合計	-	7	2,554	1,275	1,285
平成20年11月30日残高	6,465	4,542	61,760	4,094	68,675

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
平成19年11月30日残高	8,897	72	104	9,074	1,361	77,825
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	6,982	99	177	7,259	312	-
連結会計年度中の変動額合計	6,982	99	177	7,259	312	6,286
平成20年11月30日残高	1,914	26	73	1,814	1,048	71,538

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 45社

主要な連結子会社の名称

アカツキ商事(株)、(株)ナカヒロ、佐藤産業(株)、大成毛織(株)、(株)中日毛織、青島日毛織物有限公司、尾州ウール(株)、江陰日毛紡績有限公司、アンビック(株)、ニッケ商事(株)、双洋貿易(株)、(株)ジーシー、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケ不動産(株)、(株)ニッケ機械製作所、(株)テクシオ、(株)コーセン

非連結子会社の数 13社

主要な非連結子会社の名称

(株)金山商店ほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

ニッケポートフィリップスカーリング社

持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)ニッターファミリーほか

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)金山商店、烟台双洋体育用品有限公司ほか

いずれも連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

(3) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの...株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの...移動平均法による原価法

運用目的でない金銭の信託...期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理している。）

デリバティブ ...時価法

たな卸資産

製品、商品、原材料、貯蔵品...移動平均法による原価法

仕掛品 ...総平均法による原価法

販売用土地 ...個別法による原価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（平成19年3月31日以前に取得したもの）

国内会社は主として旧定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

（平成19年4月1日以降に取得したもの）

国内会社は主として定率法によっている。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより、営業利益が243百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ272百万円減少している。

無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金...連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上している。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

通貨オプション

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約・通貨オプション取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

...税抜方式によっている。

のれんの償却の方法及び期間...のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については部分時価評価法を採用している。

2. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 担保提供資産

担保に供している資産	
定期預金	14百万円
建物	104百万円
土地	198百万円
工場財団	545百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	281百万円
短期借入金	2,054百万円
長期預り敷金・保証金	290百万円
保証金	48百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 76,806百万円

(3) 期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。

当期末日は銀行休業日のため、次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれている。

受取手形	907百万円
支払手形	1,411百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 88,478,858株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年2月27日 定時株主総会	普通株式	825	10	平成19年11月30日	平成20年2月28日
平成20年7月18日 取締役会	普通株式	655	8	平成20年5月31日	平成20年8月22日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	809	10	平成20年11月30日	平成21年2月27日

4. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たり純資産額 870円 77銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円 22銭

貸 借 対 照 表

(平成20年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	38,409	流 動 負 債	17,569
現 金 及 び 預 金	4,146	支 払 手 形	2,220
受 取 掛 手 形	2,627	買 掛 金	1,243
売 掛 金	11,306	短 期 借 入 金	6,822
有 価 証 券	246	未 払 金	1,734
製 品	8,038	未 払 費 用	1,168
原 材 料	1,334	未 払 法 人 税 等	727
仕 掛 品	4,263	預 り 金	2,722
販 売 用 土 地	1	そ の 他	931
繰 延 税 金 資 産	471	固 定 負 債	12,981
短 期 貸 付 金	4,238	長 期 借 入 金	281
そ の 他 金	1,749	繰 延 税 金 負 債	1,148
貸 倒 引 当 金	15	退 職 給 付 引 当 金	2,668
固 定 資 産	55,580	長 期 預 り 敷 金 ・ 保 証 金	8,747
有 形 固 定 資 産	25,764	そ の 他	136
建 物	16,877	負 債 合 計	30,551
構 築 物	2,517	[純資産の部]	
機 械 及 び 装 置	2,342	株 主 資 本	61,532
車 両 運 搬 具	14	資 本 金	6,465
工 具 器 具 及 び 備 品	241	資 本 剰 余 金	5,103
土 地	2,397	資 本 準 備 金	5,064
建 設 仮 勘 定	1,374	そ の 他 資 本 剰 余 金	38
無 形 固 定 資 産	64	自 己 株 式 処 分 差 益	38
ソ フ ト ウ ェ ア	23	利 益 剰 余 金	54,053
そ の 他	41	利 益 準 備 金	1,616
投 資 そ の 他 の 資 産	29,750	そ の 他 利 益 剰 余 金	52,437
投 資 有 価 証 券	13,620	損 失 補 填 準 備 積 立 金	680
関 係 社 株 式	5,214	配 当 引 当 積 立 金	930
出 資	12	従 業 員 退 職 給 与 基 金	1,466
関 係 会 社 出 資 金	2,328	圧 縮 記 帳 積 立 金	886
長 期 貸 付 金	3,786	圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	467
破 産 ・ 更 生 債 権 等	377	別 途 積 立 金	37,950
長 期 前 払 費 用	20	繰 越 利 益 剰 余 金	10,057
前 払 年 金 費 用	5,402	自 己 株 式	4,090
そ の 他	1,061	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,905
貸 倒 引 当 金	1,972	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,927
投 資 損 失 引 当 金	100	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	22
資 産 合 計	93,989	純 資 産 合 計	63,437
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	93,989

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		41,819
売 上 原 価		31,710
売 上 総 利 益		10,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,920
営 業 利 益		5,189
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,196	
そ の 他	344	1,541
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	136	
そ の 他	457	593
特 別 利 益		6,136
固 定 資 産 売 却 益	26	
固 定 資 産 受 贈 益	51	
補 償 金 収 入	147	224
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	26	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	320	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	2	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	95	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	550	
減 損 損 失	14	
退 職 給 付 制 度 一 部 終 了 損 失	27	
構 造 改 善 費 用	86	
店 舗 リ ニ ュ ー アル 費 用	105	1,252
税 引 前 当 期 純 利 益		5,109
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,583	
法 人 税 等 調 整 額	171	1,754
当 期 純 利 益		3,355

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

（平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		資本剰余金 合計
			自己株式処分差益		
平成19年11月30日残高	6,465	5,064	31	5,096	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	7	7	
積立金の積立	-	-	-	-	
積立金の取崩	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	7	7	
平成20年11月30日残高	6,465	5,064	38	5,103	

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		損失補填 準備積立金	配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金	圧縮特別勘定 積立金
平成19年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,028	-
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	18	479
積立金の取崩	-	-	-	-	160	12
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	142	467
平成20年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	886	467

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
	特別償却 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年11月30日残高	2	37,950	8,505	52,179	2,814	60,926
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	1,481	1,481	-	1,481
当期純利益	-	-	3,355	3,355	-	3,355
自己株式の取得	-	-	-	-	1,303	1,303
自己株式の処分	-	-	-	-	27	34
積立金の積立	-	-	497	-	-	-
積立金の取崩	2	-	175	-	-	-
事業年度中の変動額合計	2	-	1,551	1,874	1,275	605
平成20年11月30日残高	-	37,950	10,057	54,053	4,090	61,532

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成19年11月30日残高	8,857	42	8,814	69,741
事業年度中の変動額				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	6,929	20	6,909	-
事業年度中の変動額合計	6,929	20	6,909	6,303
平成20年11月30日残高	1,927	22	1,905	63,437

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの...株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの...移動平均法による原価法

運用目的でない金銭の信託...期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理している。）

デリバティブ...時価法

たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品...移動平均法による原価法

仕掛品...総平均法による原価法

販売用土地...個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（平成19年3月31日以前に取得したもの）

旧定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法によっている。

（平成19年4月1日以降に取得したもの）

定率法によっている。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

（追加情報）

当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより、営業利益が182百万円、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ211百万円減少している。

無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金...債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

投資損失引当金…関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案し、必要額を計上している。

- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|---|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 為替予約 | 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引 |
- ヘッジ方針
通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。
- ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理…税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

工場財団（一宮）	348百万円
工場財団（岐阜）	197百万円

担保権によって担保されている債務

長期借入金	281百万円
短期借入金	104百万円
長期預り敷金・保証金	290百万円
保証金	48百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 61,289百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入金 328百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権 12,413百万円

関係会社に対する長期金銭債権 3,929百万円

関係会社に対する短期金銭債務 3,361百万円

関係会社に対する長期金銭債務 20百万円

(5) 期末日満期手形の処理

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。

当期末日は銀行休業日のため、次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれている。

受取手形	189百万円
支払手形	307百万円

3. 損益計算書に関する事項

関係会社との取引高

売上高	12,529百万円
仕入高	4,940百万円
営業取引以外の取引高	976百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 7,523,424株

5. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産

たな卸資産評価損	232百万円
未払事業税	59百万円
その他	179百万円
繰延税金資産合計	<u>471百万円</u>

(2) 固定負債

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	602百万円
圧縮特別勘定積立金	317百万円
其他有価証券評価差額金	1,182百万円
前払年金費用	1,598百万円
その他	58百万円
繰延税金負債合計	<u>3,758百万円</u>

繰延税金資産

退職給付引当金	1,079百万円
貸倒引当金	833百万円
投資有価証券評価損	292百万円
その他	404百万円
繰延税金資産合計	<u>2,610百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,148百万円</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する事項

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	323百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	206百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	117百万円

7. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権 所有割合(%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アカツキ商 事㈱	100.00	有	当社毛織物 の販売 当社建物を 賃借	毛織物 の販売	5,816	売掛金	3,565
子会社	㈱ナカロ	62.42	有	当社毛織物 の販売 運転資金の 融資	毛織物 の販売	4,902	売掛金	2,592
					グルー プ 金 融 (貸付)	-	短期貸付金 長期貸付金	600 1,000
子会社	ニッカ不動 産㈱	100.00	有	当社土地建 物の管理 余剰資金の 預入 当社建物を 賃借	グルー プ 金 融 (預り)	130	預り金	1,790
子会社	㈱ゴ-セ	100.00	有	運転資金の 融資	グルー プ 金 融 (貸付)	400	短期貸付金 長期貸付金	1,400 900
子会社	ニッカパ ット ケア㈱	100.00	有	運転資金の 融資 当社建物を 賃借	グルー プ 金 融 (貸付)	328	短期貸付金	713
							長期貸付金	700

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2.毛織物の販売については、市場価格を勘案し、毎期交渉の上、決定している。
 3.グループ金融について、貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案し決定している。
 4.グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権 所有割合(%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	丹羽一彦			顧問弁護士	弁護士報酬	3		

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
 2.当社は社外取締役丹羽一彦が代表を務める中央国際法律事務所と顧問弁護士契約を締結している。
 3.弁護士報酬については、当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件としている。

8. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たり純資産額	783円	62銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円	92銭

独立監査人の監査報告書

平成21年 1月19日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 中瀬 守 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年 1月19日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 中瀬 守 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第178期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・職務の分担等に従い、取締役・内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年1月21日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 松村博昭 ㊞

常勤監査役 星田和紘 ㊞

社外監査役 雀部昌吾 ㊞

社外監査役 大江眞幸 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円(総額809,554,340円)といたします。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、前期より1円増配し、1株につき金18円(総額1,465,466,980円)となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該定めを削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する定めおよび株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第7条(株券の発行)当社は、株式に係る株券を發行する。	< 削除 >
第8条(自己の株式の取得) < 条文省略 >	第7条(自己の株式の取得) < 現行どおり >
第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. 当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を發行しないことができる。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第8条(単元株式数)当社の単元株式数は1,000株とする。 < 削除 >
第10条(単元未満株式についての権利)当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第9条(単元未満株式についての権利)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4)次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利</p> <p>第11条（単元未満株式の買増請求） < 条文省略 ></p> <p>第12条（株主名簿管理人） < 条文省略 ></p> <p>第13条（株主名簿等の設置場所および株式事務） 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、備置き並びにその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第14条（株式取扱規則） < 条文省略 ></p> <p>第44条（期末配当金等の除斥期間）</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>(4)次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利</p> <p>第10条（単元未満株式の買増請求） < 現行どおり ></p> <p>第11条（株主名簿管理人） < 現行どおり ></p> <p>第12条（株主名簿等の設置場所および株式事務） 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置き並びにその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条（株式取扱規則） < 現行どおり ></p> <p>第43条（期末配当金等の除斥期間）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	谷 憲治 (昭和17年7月19日生)	昭和40年4月 当社入社 平成12年2月 当社取締役紡績事業本部副本部長兼製造部長 平成12年10月 当社取締役紡績事業本部長 平成15年2月 当社常務取締役 技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、紡績事業本部長 平成17年2月 当社常務取締役 技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、紡績事業本部長兼エンジニアリング事業部長 平成18年2月 当社取締役、常務執行役員 技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、エンジニアリング事業部長 平成19年2月 当社取締役 平成20年2月 当社取締役、取締役会議長（現任）	43,000株
2	降井利光 (昭和19年3月19日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役財務部長 平成13年2月 当社常務取締役 社長補佐（管理担当、人事労務委員長）、東京支社長 平成16年2月 当社取締役社長（現任）	65,000株
3	佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長（現任）	32,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	瀬野 三郎 (昭和24年 1月18日生)	昭和48年 4月 当社入社 平成19年 2月 当社執行役員 グッドライフ事業本部長 平成20年 2月 当社取締役、常務執行役員 財務・経営企画担当、グッドライフ事業本部長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 開発事業本部長兼本店长(現任)	30,000株
5	栗原 信邦 (昭和25年 5月16日生)	昭和48年 4月 当社入社 平成18年 2月 株式会社ナカヒロ取締役社長 平成20年 2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌、企画開発・マーケティング・総務・人事担当 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長(現任)	15,000株
6	丹羽 一彦 (昭和20年 9月16日生)	昭和46年 7月 弁護士登録 湯浅・坂本法律特許事務所入所 平成 9年 4月 中央国際法律事務所開設 同事務所代表(現任) 平成18年 2月 当社社外取締役(現任)	1,000株
7	近藤 定男 (昭和13年 1月18日生)	昭和35年 4月 東京三洋電機株式会社入社 平成 5年 2月 三洋電機株式会社取締役 平成10年 6月 同社取締役社長 平成12年11月 同社取締役 平成16年 2月 当社社外監査役 平成17年11月 三洋電機株式会社相談役 平成18年 7月 同社常任顧問 (平成19年 6月 同社退任) 平成19年 2月 当社社外取締役(現任)	3,000株
8	雀部 昌吾 (昭和 4年 7月 3日生)	昭和27年 3月 阪東調帯護謄株式会社入社 昭和49年 5月 バンドー化学株式会社取締役 昭和63年 6月 同社取締役社長 平成10年 6月 同社取締役会長 平成18年 6月 同社相談役(現任) 学校法人神戸薬科大学理事長(現任) 平成19年 2月 当社社外監査役(現任) (他の法人等の代表状況) 学校法人神戸薬科大学理事長	10,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 丹羽一彦氏、近藤定男氏および雀部昌吾氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由について

丹羽一彦氏については、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を引き続き図っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。

近藤定男氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。

雀部昌吾氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者である丹羽一彦氏および近藤定男氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、雀部昌吾氏の新任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約と同様の契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 丹羽一彦氏が社外監査役として在任している株式会社クリムゾンにおいて、同氏の在任中である平成18年1月期および平成19年1月期に不適切な会計処理があったとして、同社は平成19年11月に有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書を提出しました。同氏は、社外監査役としてコンプライアンスの周知徹底を図ってまいりましたが、上記事実の判明後は、事実調査と改善策の構築に尽力し再発防止のための提言をしました。

6. 近藤定男氏が取締役として在任していた三洋電機株式会社において、同氏の在任中であつた平成13年3月期から平成19年3月期までの間に不適切な会計処理があつたとして、同社は平成19年12月に有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書を提出しました。また、金融庁は同社の平成17年9月中間期半期報告書に虚偽の記載があつたとして、平成20年1月に当社に対して課徴金納付命令を出しました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役 雀部昌吾氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
竹村 治 (昭和14年12月7日生)	昭和38年4月 大阪商船株式会社入社 平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役 (平成9年3月 同社退任) 平成6年6月 株式会社商船三井取締役 (平成8年6月 同社退任) 平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長 (平成13年6月 同社退任) 平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長 平成16年6月 同社相談役 (平成17年6月 同社退任)	0株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 竹村治氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

竹村治氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から適確な監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、竹村治氏の新任が承認された場合には、同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開催の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
荒尾幸三 (昭和21年1月20日生)	昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所(現中之島中央法律事務所)入所(現任) 平成18年2月 当社補欠監査役(現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒尾幸三氏は、社外監査役の要件を満たした補欠監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者の選任理由について
荒尾幸三氏は、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、独立的な立場から適確な監査を行っていただきたいため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の補欠監査役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、荒尾幸三氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 6 号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は平成 19 年 2 月 27 日開催の第 176 回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただきました。その後も当社は「株式会社の支配に関する基本方針」に則り、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧プランのあり方につき引き続き検討を重ねてまいりました。そして平成 21 年 1 月 22 日開催の取締役会において、旧プランを修正した新たな「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。つきましては、本プランの継続導入をお願いしたいと存じます。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は以下のとおりであります。

1. 本プラン導入の目的

(1) 当社グループの企業価値について

当社は 1896 年の創業以来、永年にわたって培った当社独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールをはじめとする繊維の総合メーカーとして、環境にやさしい天然素材の素晴らしさを世の中に送り続けてまいりました。今日、その生産の拠点は海外にまで広がり、素材のみではなく最終商品まで手がけるファッションメーカーとして、創造性溢れる企業活動を進めております。繊維事業においては、羊毛を主原料としたユニフォームや紳士服・婦人服用の生地およびこれらの原料となる糸のみならず、カーペット、寝装具などのインテリア資材、更には家電、OA 機器や自動車などの部品にも使用されている産業用資材の開発・生産にも取り組んでおります。

このような「衣料繊維事業」や「資材事業」ととどまらず、さまざまな分野においてお客様に満足いただける商品やサービスの提供を目指し、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」にも進出し複合的に事業を展開しております。共通の経営理念・経営方針で統一された 6 つの事業領域全てを「本業」と位置づけ、更なる成長発展を目指しております。当社グループ会社も 50 余となり、その業容と規模は大きく広がってまいりました。

このような創業からの継続的な取り組みの積み重ねこそが、当社の企業価値の源泉となっております。

今後も急速な外部環境の変化に機敏に対応すべく“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を着実に遂行していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しております。

(2) 持続的企業価値向上に資する取り組みについて

当社グループは、株主様から選任された取締役を中心に、持続的企業価値の向上のため以下のような取り組みを実施してまいりました。

「ニッケグループNN2008 経営計画（2007～2008）」の遂行

当社グループは、連結売上高 1,000 億円超、連結当期純利益 50 億円を 2008 年度の目標とした 2ヶ年の「ニッケグループNN2008 経営計画」を策定し、計画達成に向け、中国における織物一貫生産体制の強化や中国・欧米への販路拡大、ペット関連事業への積極投資や通信事業の拡大など具体的施策を行った結果、連結売上高は 1,000 億円超を達成することができました。

コーポレートガバナンスへの取り組み

これまで当社は「監査役設置会社」の形態を維持しておりますが、経営環境の変化により将来に向けて適切な対処が必要なことから、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としております。そうした観点により、2001 年に取締役会議長を代表権のない取締役とし、2003 年には取締役の任期を 1 年に短縮いたしました。更には 2004 年よりアドバイザリーボードを設置し、指名・報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。また、2006 年には執行役員制度の導入、社外取締役の招聘を行い、2007 年には買収防衛策の合理性・公正さを確保するため、特別委員会を設置いたしました。

今後も企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得ることができるよう、コーポレートガバナンスの強化充実に努めてまいります。

社会的責任への取り組み

企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることと、コンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」であることが不可欠であると考えております。当社グループは、百有余年の伝統や企業理念にあるように、公正な競争を通じ利潤を追求することで社会に貢献していくことから、当然に倫理・法令遵守を前提としておりますが、倫理観に裏打ちされた事業経営を更に推進し企業倫理体制の更なる強化を図るために、2004 年 12 月に企業倫理委員会を設置し、「企業倫理規範」および「企業行動基準」を制定しました。また「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応するため管理体制の継続的な改善と向上を図っております。

全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、自由な発想が生まれ、生かされる企業風土のもと、これからも高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。

環境への取り組み

当社グループは「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけております。1993年には「地球環境委員会」を設け、研究開発から製造、技術、販売、物流に至るすべての企業活動において環境保全への取り組みを進め、2007年までに当社の製造事業所全てと7つのグループ会社において、環境管理システムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しました。また、CO₂削減を目指すべく、2007年度～2008年度の環境保全中期計画では、「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとして環境保全に取り組んでまいりました。今後も引き続き持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

株主還元策

当社グループは一貫して株主の利益を重要な課題の一つと考え経営にあたっており、配当につきましては、30年以上にわたり無配・減配することなく実施し、今後とも利益水準に応じて持続的に配当水準を引き上げていく方針です。当社グループのビジネスモデルにもあるように、品質、量、価格の面においても長期安定的なサプライヤーになることで、安定的な収益をあげ、株主の皆様にも利益還元ができるものと考えます。今後とも、株主の皆様にも当社株式を継続的に安心して保有していただけるよう努めてまいります。

今後は、創立120年の節目となる2016年に向けた「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に掲げられた目指す方向とあるべき企業像を具体化させるため、2009年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画をスタートさせ引き続き持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 本プラン導入の必要性

大規模買付者による買付行為の是非を株主の皆様にも適切にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような見解を有しているのか等の情報が開示されることも有用であると考えております。そのためには、大規模買付者からの情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが必要であると考えております。しかし、このような大規模買付行為に対しては、事前の対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されます。

上記趣旨を踏まえまして、あらかじめ以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることといたしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討いたします。

このように客観的かつ合理的な一定のルールをあらかじめ定め、ルールに従った大規模買付行為を求めることは、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではない旨を申し添えます。

2. 本プランの対象となる大規模買付

以下の または に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

当社が発行する株券等 1 について保有者 2 の株券等保有割合 3 が 20%以上となる買付

当社が発行する株券等 4 について、公開買付 5 に係る株券等所有割合 6 およびその特別関係者 7 の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付

- 1 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。
- 2 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。
- 4 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。
- 5 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。
- 6 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。
- 7 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

3. 大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりとなります。

(1) 「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

大規模買付行為の概要

大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要

大規模買付ルールを遵守する旨

(2) 十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様への判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記～のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、合理的な範囲内で追加的に情報を提供していただくことがあります。なお、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様への判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表いたします。

なお、大規模買付情報の提供完了の事実については、当社取締役会より株主の皆様へ公表いたします。

大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の
大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・CSRへの取組状況

大規模買付行為の目的、方法および内容

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存
する場合にはその内容

買付対価の算定根拠の概要

大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業
計画の概略

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様へ公表いたします。

対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。

上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたくて株主の皆様へ公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明いたします。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合を含みます。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述【ご参考1】「新株予約権無償割当ての概要について」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の（ ）～（ ）の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとします。

なお、特別委員会において下記（ ）～（ ）の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

- () 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている と判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- () 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている と判断される場合
- () 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている と判断される場合

- () 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っていると判断される場合
- () 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧の二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

()、() については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそれのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い場合は除くものとします。

() については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとします。また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。

(5) 株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長 60 日間の期間を設定し当該期間中に開催いたしますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権 1 個につき 1 個とします。

投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の 2 週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

(7) 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。

新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

4. 本プランの合理性・公正性を確保するための措置

(1) 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとなっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはございません。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは平成 21 年 2 月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効いたします。なお本プランの有効期間を 3 年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は 1 年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）若しくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されております。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5. 株主および投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの発効時に株主の皆様にご与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがって、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式にかかる法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはございません。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割当てで新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付いたします。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合がございます。

この場合、1株あたり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買を行おうとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続

株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続を行っていただく必要があります。

新株予約権の割当て手続

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権1個あたり原則として当社株式1株の交付を受けることになります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたします。

6. 本プランの有効期間、廃止および変更

(1) 本プランの有効期間

有効期間は、平成 24 年 2 月に開催予定の当社定時株主総会終結までの 3 年間とします。

(2) 本プランの廃止、修正および変更

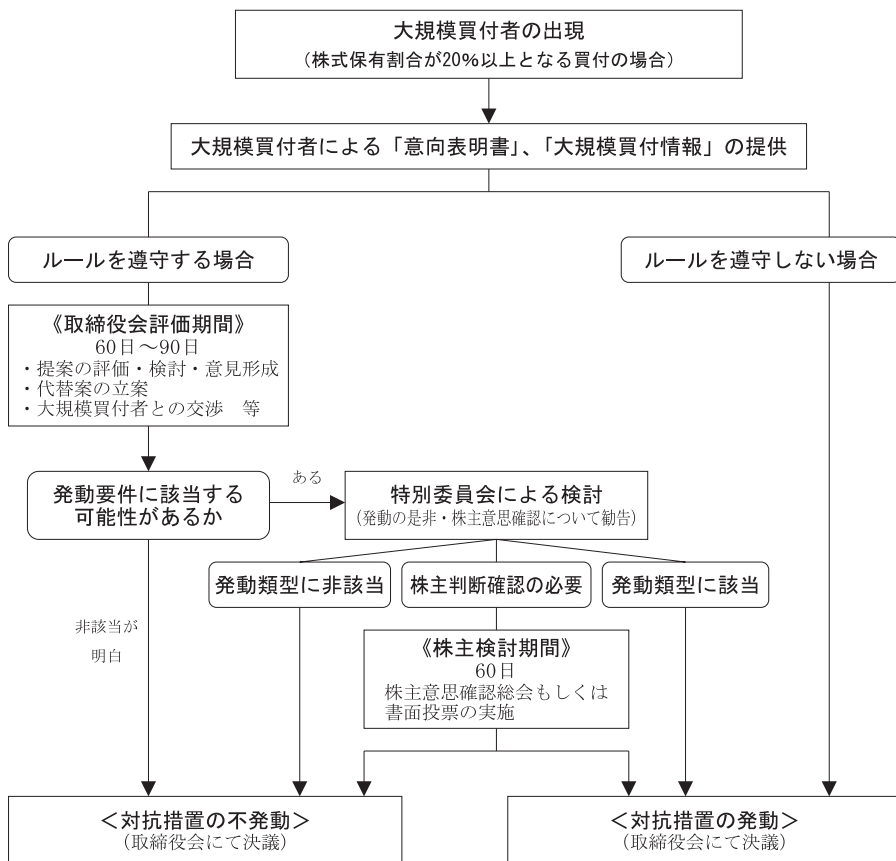
当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以 上

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートはあくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

【ご参考1】 新株予約権無償割当ての概要について

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

特定大量保有者、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者、特定大量買付者の特別関係者、もしくはこれらからまでの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継したものの、または、これらからまでに該当する者の関連者(これらからの者を総称して「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- 3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本 において同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本 において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- 4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。
- 5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。

7．当社による本新株予約権の無償取得

5．の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につきその対価として 1 株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

9．新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

【ご参考2】 特別委員会について

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
当社社外取締役
当社社外監査役
社外有識者
のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としではなりません。
対抗措置発動の実施または不実施
株主意確認総会または書面投票の実施
対抗措置発動の中止
本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
本プランの対象となる買付等への該当性の判断
買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
買付者等の買付等の内容の精査・検討

買付者等との交渉・協議

代替案の提出の要求・代替案の検討

評価・意見の公表

その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以 上

< 特別委員会委員候補者の略歴 >

氏 名 近藤 定男（昭和 13 年 1 月 18 日生）

略 歴 昭和35年 4 月 東京三洋電機株式会社入社
平成 5 年 2 月 三洋電機株式会社取締役
平成10年 6 月 同社取締役社長
平成12年11月 同社取締役
平成16年 2 月 当社社外監査役
平成17年11月 三洋電機株式会社相談役
平成18年 7 月 同社常任顧問（平成19年 6 月退任）
平成19年 2 月 当社社外取締役（現任）

氏 名 雀部 昌吾（昭和 4 年 7 月 3 日生）

略 歴 昭和27年 3 月 阪東調帯護謨株式会社入社
昭和49年 5 月 バンドー化学株式会社取締役
昭和63年 6 月 同社取締役社長
平成10年 6 月 同社取締役会長
平成18年 6 月 同社相談役（現任）
平成19年 2 月 当社社外監査役（現任）
（他の法人等の代表状況）
学校法人神戸薬科大学理事長

氏 名 大江 眞幸（昭和 16 年 12 月 3 日生）

略 歴 昭和39年 3 月 日本生命保険相互会社入社
平成 3 年 7 月 同社常勤監査役（平成 9 年 7 月退任）
平成 9 年 5 月 大阪商業信用組合理事長（平成16年 1 月退任）
平成16年 6 月 新星と不動産株式会社取締役社長（平成19年 6 月退任）
平成20年 2 月 当社社外監査役（現任）

上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他（委託、融資、保証、顧問契約を含む）、特別な利害関係はありません。

【ご参考3】 当社株式の状況（平成20年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 192,796,000株
2. 発行済株式の総数 88,478,858株（自己株式7,523,424株を含む）
3. 株主数 10,356名
4. 大株主（上位10名）

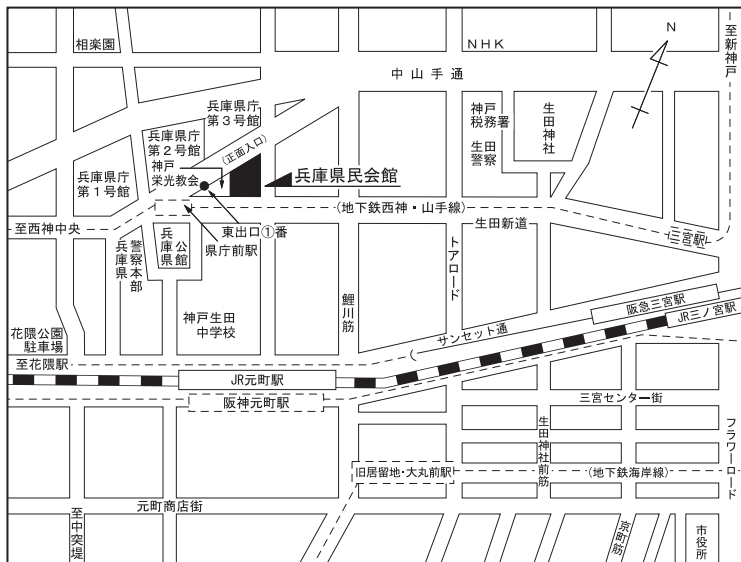
株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	6,099	7.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,014	4.96
株式会社三井住友銀行	3,991	4.93
株式会社みずほコーポレート銀行	3,988	4.93
帝人株式会社	2,905	3.59
日清紡績株式会社	2,763	3.41
日本生命保険相互会社	2,183	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	2,123	2.62
株式会社竹中工務店	2,000	2.47
株式会社損害保険ジャパン	1,690	2.09

当社の保有する自己株式7,523千株（8.50%）は上記の表に記載しておりません。

以上

MEMO

株主総会会場のご案内



会 場 神戸市中央区下山手通四丁目16番 3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分(東出口 番)

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急三宮駅より 徒歩で約15分



PRINTED WITH
SOYINK
地球環境に配慮し、再生紙と大豆油インキ
を使用しております